

しまね学生インターンシップ事業 実施要領

(事業の目的)

第1条 公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）では、インターンシップ推進に当たっての基本的考え方（文部科学省・厚生労働省・経済産業省合意）に基づき、学生が企業等における就業体験をとおして将来の職業選択及び適性を見極めるとともに、県内企業等への理解を深めることによる県内就職促進を目的とし、しまね学生インターンシップ事業（以下「インターンシップ」という。）を実施する。

(対象企業等)

第2条 対象企業等は、次の要件をすべて満たす企業等とする。

- (1) 島根県内に事業所を有する企業等
- (2) 本事業の趣旨を理解した当該企業において採用意欲のある企業等
- (3) 定住財団「求人サイト」登録企業等

(対象学生)

第3条 対象学生は、県内外の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等の卒業前年次及び卒業年次の学生とする。

(実施内容)

第4条 対象企業等は、会社説明等だけでなく就業体験を行うにあたり職場の社員が学生の指導を行うこととし、就業体験を通し第1条に定める事業の目的に基づきプログラムを実施すること。

(実施要件)

第5条 実施要件については、次のとおりとする。

実施期間	5日以上
実施時期	8月～9月末（夏休み期間）
就業体験の有無	必須（実施期間の半分を超える日数）
実施形態	対面、オンライン ※オンラインの場合、テレワークが常態化していること
募集詳細等に記載する内容	・プログラムの趣旨（目的） ・実施時期、期間 ・実施場所 ・募集人数

	<ul style="list-style-type: none"> ・選考方法 ・無給/有給等 ・就業体験の体験内容（受入れ場所に関する情報を含む） ・就業体験を行う際に必要な（求められる）能力 ・インターンシップにおけるフィードバック ・採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨（活用内容の記載は任意） ・当該年度のインターンシップ実施計画（時期、回数、規模等） ・インターンシップ実施に係る実績概要（過去2～3年程度） ・採用選考活動等の実績概要
--	---

（実施方法）

第 6 条 財団は、本要領に基づき実施されるインターンシップの情報をジョブカフェしまねサイト（以下「サイト」という。）に掲載し、サイトを閲覧する学生等が当該事業へ円滑に申込みできる環境を整備することにより事業を実施するものとする。

2 財団は、次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、当該企業等の情報を掲載しないものとする。

- (1) 対象企業等が県内事業所で当該事業を実施していない場合
- (2) 対象企業等が第 5 条に定める要件を満たしていない場合
- (3) その他本事業の趣旨に照らし財団が不相当と判断する場合

（企業等の申込手続き）

第 7 条 インターンシップの受入れを希望する企業等は、本要領に基づき別に定める期日までに専用の申込フォームより申込みものとする。

（助成金の交付）

第 8 条 財団は、インターンシップ参加学生に対し、しまね就職活動等応援助成金交付要綱の定めるところにより助成金を交付するものとする。

（体験中の事故等への対応）

第 9 条 参加学生の本事業体験中の傷害、事故等に備えた傷害保険及び賠償責任保険については、各企業等の判断において加入するものとし、財団では当該保険への加入は行わない。

2 参加学生は、自身の在籍する学校等における保険への加入有無について確認するものとし、未加入の場合は当該学生自身が保険に加入することを推奨する。

(その他)

第10条 しまね学生インターンシップの実施主体は各企業等であり、財団は当該事業に学生が円滑に申込みことができるように各企業等のホームページ等へのアクセスについての環境の整備のみを行うものとする。

2 本要領に定めるもののほか必要な事項については、財団事務局長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。